

## 岡山家庭裁判所委員会議事概要

### 第1 日時

平成30年10月24日（水）午後3時

### 第2 場所

岡山家庭裁判所特別会議室

### 第3 出席委員

#### 1 委員（五十音順）

荒田治通委員、石田晶則委員、上村茂仁委員、倉地えりか委員、清板芳子委員、高崎和美委員、長井秀典委員、名越章浩委員、西本千恵委員、平松敏男委員、山本忠司委員、渡部佳寿子委員

#### 2 オブザーバー

中島健司事務局長、前田直之首席家裁調査官、奥田裕首席書記官、高瀬雄二事務局次長、宮脇俊二主任家裁調査官

#### 3 事務担当者

木村康伸総務課長、早田和正総務課課長補佐

### 第4 議事の要旨

#### 1 開会

#### 2 所長挨拶

#### 3 新任委員等挨拶

#### 4 委員長選任

#### 5 副委員長の指名

#### 6 委員名簿の公開について

総務課長より、委員から委員名簿の公開について発議がなされたとの報告があり、次回委員会の冒頭において、議論することとなった。

#### 7 報告

総務課長より、前回の委員会（家庭裁判所の庁舎設備等について）において、事務室の場所やエレベータ内の表示が分かりにくいといった意見や、待合室の表示をもっと目立つようにした方がよいといった意見が出されたことを受け、エレベータを降りた正面の壁に「家庭裁判所➡」の表示をし、エレベータホール内の北側に「受付を済まされていない方の立ち入りは御遠慮ください」という表示板を設置したこと、エレベータ内の行先フロアの押ボタン横に簡略なフロア案内を設置したこと、家裁エリアの待合室の表示を改めたことなどの報告があった。

#### 8 意見交換等

「児童虐待の実情について」をテーマに、別紙のとおりの意見交換が行われた。

#### 9 次回の期日の決定、意見交換事項（テーマ）の決定

##### (1) 次回の開催日時

平成31年2月1日（金）午後2時30分

##### (2) 意見交換事項（テーマ）

成年後見制度の利用促進について

#### 10 閉会

(別紙)

## 岡山家庭裁判所委員会議事概要

◎委員長、○委員（委員長を除く。（ ）は、家庭裁判所委員会規則4条の何号の委員であるかを示す。），△事務担当者

◎委員長

今までのお話を踏まえまして、意見交換に移りたいと思います。御質問、御意見、どなたからでもおっしゃっていただければと思います。

○A (1)

一般的に分かりにくいところがあるので聞いてみたいと思うんですけど、親権停止と親権喪失について、先に親権停止を行って、それでも無理な場合に親権喪失にいくのか、あるいは全く別のものなのか。

◎委員長

法制度として、どういう位置付けかという御質問ですね。

○A (1)

親権停止が2年を超えない範囲でとあるので、いったん親権停止をしといて、それでも駄目な場合で2年を超えるようなものは親権喪失に行くのか、それとも、最初から、親権喪失と親権停止は分かれるものなのかというのがちょっと分かりません。

△担当者

実務は後者だと思います。親権停止は2年以内なんですけど、2年たってもそ

の状況が変わっていなければ更新できます。実際に親権停止の申立てがあった後に親権喪失が新たに申し立てられるのではなくて、更新がなされています。親権喪失は、著しく親権の行使が困難、不適当ということが現実にないと認め難いのですが、親権停止は比較的要件が緩やかなので、法律の改正がなされた後は、親権停止の申立てがほとんどです。

#### ◎委員長

これは余りにも酷いよという人は親権喪失で、酷いんだけどもまだそこまで酷いとは言えない人は親権停止に止まる、こういうイメージですね。

#### ○A (1)

岡山県の実情と全国の実情で、岡山県は親権喪失の申立てが少ないというふうに言っていたと思うんですけど、全国47都道府県で割ったらこんなものかなという感想になります。岡山県が著しく少ないと思うのが28条1項の申立てです。全国は288件あるので、単純に47で割ったら七、八件くらいにならないといけないのに非常に少ないので、岡山の家庭裁判所の仕組みが難しいとか何らかの理由があってこういうことになっているのですか。その辺の御事情は。

#### ○B (1)

岡山県の児童相談所の特徴ですが、10年前くらいまでは岡山県も28条を利用していました。親権喪失まではいかない、親権喪失なんかは、いわゆる宗教絡みで手術を拒否するとかいうような場合はもちろん、たまたまそういう親御さんの事例もありましたけど、話をしていく中でしぶしぶ了解したというようなケースもあって、親権喪失や親権停止まではいかなかつたような場合もあったんですけども、28条については、強制的に関わるので、それでは結局子供が親と再統合できないんです。岡山県もずっと最初はやっていたんですけども、それでは子供に

とって、親から無理やり引き離された感が強く、強制的に関わるということで、岡山県は一時保護をしている場合でも、できるだけ28条を使わないようにやっています。親との関わりを持ちながらという形で、方針転換ではないんですけども、岡山県の児童相談所はそのようにやっていますので、だから数が少ないんだと思います。

○A (1)

経験上、そっちがよくない結果になっていると。

○B (1)

今後のことを考えて岡山県はやっています。

◎委員長

今日は、家庭裁判所の運営等についての御意見を伺う場ですので、もし裁判所の方の運用に問題があるということであれば、そこは是非話題にしないといけないと思っています。児童相談所としては、そういう認識ではないということになるわけでしょうか。

○C (1)

そうですね。B (1) 委員が言われたように、岡山市は、岡山県から研修を受けて児童相談所を開設していて、基本的には同じような考え方で、同意を得てその後の再統合ができやすいようにしています。ただ、なかなか難しい現実があるんですけども、そういう方針でやっているため、28条の申立て件数がそれほど多くないということになっていると思っています。

○D (1)

児童虐待防止保護法の中でも、再統合っていうのは、結局元の親の下に子供が帰るっていうことで、それをはっきりうたっているわけですが、現実はその親の下に戻すわけにはいかないような、なかなか虐待を止めることができないような親も多いです。児童養護施設で心理の仕事をしていた時期もありますが、そういうふうなところで子供を見ると、子供は切ないほどに、あんなに虐待をされてきた過去があるのに、親に会いに来てほしいとか、親に連絡が付かないだろうかとか、電話しても出てくれるのが悲しいとか、虐待をしない優しい隣のおばさんよりかは、虐待されていたけれども自分の親を求めるというのは、ずっとあるんですよ。だから、再統合の可能性を否定してはいけないみたいなところは、児童相談所の方と一緒に仕事をしていても、最後の砦は残しておいてやりたいっていうふうに思われているのが、岡山県の実情になっているんだと思いますね。

#### ○E (1)

もしかしたらその関係なのかもしれません、今回の法改正の中で、児童福祉法33条には、2か月を超える場合には、また家庭裁判所の承認を得なければならぬという項がありますが、これも基本的には在宅養育が基本だよという考え方の下で、2か月を超える場合にはそうしましょうねっていう考えなんだろうと素人ながら思うんですが、この2か月という根拠は、例えば、全国的にこういう問題があつたから2か月ごとに見直さなきやいけないっていうようなことが何かあったんでしょうか。

#### ◎委員長

お話を前提として、一時保護とは何かということが今まで出てこなかつたので、そこも含めて、一時保護が原則2か月までで、家庭裁判所の承認を得て延ばせるシステムになっているところの理由を、お話をいただきたいと思います。

○C (1)

一時保護につきましては、児童福祉法33条に基づいて児童相談所が子供を保護することができるということで、一時保護の目的としては、虐待から緊急的に引き離す一時保護もあれば、いろんな問題行動を起こす子供さんの行動観察をして、施設入所が適当かどうかという判断をするために行う場合もあります。あと、子供が迷子になって引き取り手が分からないということで、警察から児童相談所に引き継がれるということであったり、いずれにしても、児童相談所長の権限で子供を保護することができるということです。2か月とされている根拠についてはちょっと分からんのですが、従前は、2か月を超える場合は、都道府県が児童福祉審議会というのを設けていました、児童福祉審議会の意見を聞いて、2か月を超えることが適当かどうか判断をしていました。28条の申立てが適当かどうかということなどを児童福祉審議会の意見を聞いてやるというのが法律の中にあって、そのうち、一時保護の2か月の部分は、今回の改正で家庭裁判所の方に変わったということです。一つにはもちろんその後の子供の福祉というのもあるんですけども、一時保護というのは児童相談所の権限でできるということで、児童相談所長としてはすごく責任が重たいといいますか、子供の生活場所について、ここにいなさいということができることとなっています。それについて、従来、児童福祉審議会という都道府県の委員会の関与はありましたけれども、行政機関の一部ですから、その子供の権利をそういうふうに、ある意味、場合によっては侵害するような行為を行政機関の長の権限だけでやっていいのかというのが過去からあって、それに対する司法の関与ということで、2か月のところで、家庭裁判所が必要性を判断するようになったというのはあると思うんです。その2か月という期間がなぜかというのは、やはり子供の次の進路というか親とのやり取りであり、どういった処遇が適当かというのをやっていく上で、やはりそのぐらいの期間というのは実務的には要るのかなと思います。元々の根拠については私も承知しておりません。

◎委員長

一時保護というのは、端的に言えば、一時保護所という場所に強制的に入れるというものだとイメージすればよろしいでしょうか。

○C (1)

そうですね。同意の場合もありますが、職権でできるということですね。

◎委員長

権限としては、保護者が拒否しても児童相談所の権限で一時的に引き離して、施設ではないところに入れると。

○B (1)

保護所だけじゃなく、いわゆる里親の場合もありますし、児童養護施設に入れる場合もあります。

◎委員長

いろいろな施設に、一時的なものとして入れるということなんですね。親の同意もない状態ですから、余り長期間にわたってそれを続けるのを児童相談所の権限だけで認めてはいけないということで、2か月の根拠は置くとして、比較的短期間に止めておいて、更に続けて必要なときは司法が審査すると、こういうシステムになつたわけですね。多くの場合は、この一時保護段階で虐待の問題はかなり改善するものでしょうか。

○B (1)

人によります。

○D (1)

改善というのは、次の措置が決まってくるということですか。

○C (1)

継続指導が多いと先ほど言いましたが、保護を長く続けることは、子供さんにとっても、例えば、学校に通えない状態が続いたりしますし、ある程度のところで折り合いをつけて在宅にして、その中で指導をしていくというのが実情です。9割はそういった在宅支援に切り替えますが、必ず解決するわけではなく、継続的にやっていくという状況です。

○A (1)

在宅支援というのは、具体的にどういうやり方をすることを言われるんですか。

○B (1)

親元に帰して、児童相談所が定期的に親を呼び出したりとか、あるいは関係機関も含めて、子供に関わっている部署が、監視ではなく様子を見るというような感じですね。

○A (1)

家に帰して、職員が頻繁に様子を見るということですか。

○B (1)

いろんな形がありますね。児童相談所の職員が保護して帰した後、児童相談所の顔を見たくないという親がいたら、その子が帰ってから保育園に行っているか、あるいは小学校や中学校に行っているかなどの状況をずっと把握していくことになります。

○F (2)

今日は家庭裁判所委員会なので、裁判所の方に先に聞きたいと思うんですが、親権喪失の新受件数というのが書いてあるんですが、受け付けた後はどうなっているんですか。例えば、受けたらほぼ全部100パーセント認められているのか、駄目だということもあるのか。あるいは、紙を見て判断するのか、紙だけではなく家裁調査官が動くのかなどを教えていただけたらと思います。

◎委員長

この点、いかがですか。

△担当者

認められるのがほとんどだと思います。却下というのは、私はほとんど経験がありません。その後の手続ですが、今F (2) 委員がおっしゃったように、家裁調査官が保護者とも面談しますし、その当該児童とも面談をします。その後、入所先の施設の職員とも面談をします。

○F (2)

親権停止と親権喪失は違うので、別々に教えてください。

△担当者

調査の内容として変わることろはないですね。

◎委員長

親権停止のときにも、一時保護されていることが多いんですかね。

△担当者

全部が全部そうではないとは思いますが、基本はそうだと思ひます。

◎委員長

親元にいながら親権停止というのは余りないので、入所先の人とも面談するという理解でよろしいですかね。

△担当者

そうです。私自身は在宅の状態での経験がありますが、親がかくまってしまって、子供と面会するのが難しかったことがあります。

○F (2)

その状態がよくないということで認めるという結論になったんですかね。

△担当者

はい。

○F (2)

調査報告書は作成されるんですか。

△担当者

はい。

○F (2)

それに基づいて決定されるのですか。

△担当者

そうです。

○F (2)

判断は、どれくらいの期間でされるのですか。

△担当者

ケースバイケースなんですが、一般的に言うと、調査は一月ないし二月です。その後、判断に至るまでの間に、審問を行う場合も当然ありますし、当該保護者を呼び出して、裁判官自らがいろいろと質問することもあります。そういう手続を踏まえると、審理に要する期間は3か月ぐらいです。

◎委員長

家裁調査官は機動的に動けますので、裁判所に来てもらって話を聞くこともあるれば、自分の方から家や施設に出向いて話を聞いたりして、それで裁判官に報告を上げるわけです。裁判官は基本的に外へ出ることはしませんので、今言われた審問、これは、裁判官が直接親や本人などから裁判所で話を聞くという手続をすることもあるということですね。

○D (1)

児童相談所の情報と家裁調査官の調査のすり合わせというか、そこら辺の連携はどんなふうになっているんですか。

△担当者

調査の出発点は、申立てをした児童相談所の担当者からこれまでの経緯等を詳しく聞きます。その上で、児童なり保護者との面談になっていくんですけども、

家裁調査官は、家裁調査官の視点で調査していきますので、大抵の場合は調査していく中で、児童相談所が見られているような保護者の問題性が見えてくる場合がほとんどなので、それでさっき言いましたように、ほとんどのケースで認められるというふうなことになっていくんですけども、保護者が児童相談所に対してやや敵対心を持っているようなケースもありまして、そういう場合には、児童相談所が言わることはなかなか聞かないけれども、家裁調査官が言うと、意外にちょっと聞いたりする場合もあって、そこで保護者の態度が変容し、施設収容までには至らないということもあります。数としては極めて少ないかなと思います。

#### ○D (1)

児童相談所と親の敵対関係と言ったらおかしいですが、そういうのは、関係性や立脚点が違っているために敵意みたいなものを持ってしまって、児童相談所の進言に対して、承服できなくなっていたりするということはあると思うんですね。児童相談所の良かれと思う意図が読み取れなかったり、それから虐待しているっていうのは反社会的なことをやっているっていうふうな自覚を親が持っていますから、それを表沙汰にされると、やっていることに対する自分の罪責感みたいなものもあるので、そこからくる防衛的な気持ちで児童相談所に対して反発のようなものを持っていると思うんですね。ですから、そういう個人的な事情を含みながら、児童相談所との関係も落着できるようにというか、そういうふうな対応が、家庭裁判所が対応するときには必要なのかなという感じがします。児童相談所との間でこじれたものを修復しながらといったことも必要かと思うんですね。それで、当事者にとっては、児童相談所も家庭裁判所も子供と自分を守ってくれる機関だというふうに思わせていく視点が必要かなとすごく思っています。

#### △担当者

おっしゃるとおりだと思います。今、D (1) 委員がおっしゃったように、保

護者の方は自分がやっていることが社会的に当然いい評価を受けないのを分かっているんだけれども、それが明るみになることについては、明るみにしたのは児童相談所ですから、その部分で素直に認められないところはあると思います。でも、保護者のそういういた気持ちを家裁調査官は最初にある程度じっくり聞き、親の気持ちに寄り添うところはありますので、そうする中で親の方が少しずつ素直になってくることがあるんです。そうしたときに、家裁調査官の方も、児童相談所にも児童相談所の立場があるし、親にも親としての立場があるだろうということで、その辺りは、第三者である裁判所が間に入ることによって、それまで児童相談所とちょっとこじれてた関係が少し修復に至ることは実際ありますし、それはやっていくべきだろうと思います。

#### ◎委員長

児童相談所の職員の方は正に第一線で仕事をされているわけですから、それだけに保護者と厳しく対立することはそれなりにあって、今の○C(1)委員からの御指摘のように、保護者によっては、その受け止め方から非常にこじれた関係に至ることがあるというのが現実としてあるのでしょうか。

#### ○C (1)

先ほどの一時保護についても、権限は児童相談所にあるということで、もちろん最初は寄り添って話を聞いて、それでも変わらなければ、刀を持っているのは親も分かっているので、そこでどうしてもやむを得ず相容れなくなることがあるのが現実です。その中で、ここで議論すべきかどうか分かりませんが、司法の関与というのは、例えば、一時保護の2か月じゃなくても最初の早い段階で司法が関与し、児童相談所がその権限を持つのではなく、司法が持つようにしたほうが児童相談所としては親支援の役割が果たせるのではないか、後々の再統合なんかもやりやすいのではないかという議論もこれまでの法改正の中ではあったと思います。ただ、や

はりいろいろと体制の問題であったりとか、司法がどこまで関与すべきかというような中で、今も児童相談所が前面に出て、今回は2か月というところで家庭裁判所が関与されるようになりました。あと、勧告というところでも、どういう形で児童相談所の指導に従うようにという勧告をしていただける道ができたわけですが、それが実際どれだけ現場で活用できるかというのは、これから課題だと思います。

#### ◎委員長

そういうことから言えば、家庭裁判所は一步後ろに下がった立場にいて、中立的な立場と言えようかと思いますが、こじれた場合にはこじれた状態を家裁調査官が受け止めて、先ほど担当者が話したように、保護者にも寄り添って話を聞くといったようなことから、最終的には再統合を目指さないといけないので、そういう意味では、保護者が求めているものと最終的なところはそんなに変わらないとは思うんだけれども、裁判所が果たすべき役割はそういう意味で大きいと、こういう御指摘でしょうかね。

#### ○G (4)

先ほどの審理期間の点について、少し補足して説明したいのですが、審理期間は概ね3か月というような説明がありましたが、家裁調査官が調査を行うだけでなく、親権停止等の審判、また、児童福祉法28条の施設入所の承認の審判を行うには、原則として、保護者の陳述を聞かなければならないことになっております。そのため、裁判官が陳述を聞く審判期日を指定しますので、それに向けて、やはり2週間程度の期間を空けて保護者を呼び出し、審判をすることになりますので、その猶予期間もあり、先ほど説明があったように、審理期間はおおむね3か月ということになります。もちろん、急ぐ必要がある事件については、必要に応じて迅速に審理を行うということになります。

○E (1)

先ほど、C (1) 委員から司法の関与という話がありましたけれども、それに関連した質問なんですが、家裁調査官の方々も日頃から関わっていらっしゃるということがよく分かりました。それで、この間の目黒区の事件で課題となったのが、都道府県をまたいだときの児童相談所の情報のやり取りだったと思うんですが、それに関連して、家裁調査官の情報について、県域を越えたやりとりは、普段からされていらっしゃるんでしょうか。児童相談所のやり取りの課題だけではなく、家庭裁判所はどうなんでしょうか。

◎委員長

それは、例えば、九州のどこかの裁判所に28条の申立てがあったと。それで、その裁判所で一旦28条の調査をやったけれども、何かの理由で取下げになったと。その後、岡山に転居ってきて、何らかの理由で、今度は岡山の児童相談所が関与を始めることになり、改めて28条の申立てを岡山の裁判所にしてきたと。こういったときに、九州の家庭裁判所にある情報を岡山の家庭裁判所はどうやって入手するのかといったような話ですか。

○E (1)

ある程度、家裁調査官の蓄積もあると思うんですね。その辺は引き継がれるものなのでしょうか。

△担当者

それは可能な話です。実際にやっています。例えば、今の話だと、九州の裁判所に連絡して記録をこちらに送っていただくと。それに家裁調査官の報告書も付いていますので、それを読んで、そのときどうだったのかということを知ることはできます。

◎委員長

今の例だったら、岡山の家裁調査官はかつて別の裁判所で調査をしたということをどうやって知るんですか。申立書に普通書いてあるだろうということですか。

△担当者

はい。

◎委員長

そうすると、家裁調査官としては申立書で分かるし、分かれば、その裁判所に連絡して記録を送ってもらうと。

○E (1)

普通は書いてあるものなんですか。

○C (1)

書いてあると思いますよ。

○B (1)

虐待のケースでしたらね。

△担当者

もし申立書に書かれていなくても、その児童相談所の担当者と話をするところから出発しますので、その方と話をする中で、口頭でそういう情報を探り得ることもあると思います。

◎委員長

ただ、児童相談所のような行政機関とは違いまして、裁判所が日常的にほかの裁判所と情報交換をしているわけではありませんので、今申し上げましたように、児童相談所から情報をもらわないと、ほかの裁判所に情報があるということは分からぬだろうと思います。

○H (1)

今議論されている中で、素人的にお伺いしたいんですけども、新受件数が岡山県は全国に比べて少ないというふうなことを報告いただいたんですけども、隠れているものが多いということは考えられないですかね。

◎委員長

つまり、裁判所が関わる手続という意味で、先ほど児童相談所はなるべく申し立てないようにしているというお話があったと思うんですけども、そうではなくて、元々虐待があるんだけれどもそれが表面化していない、いわゆる暗数ですね、それは児童相談所として掴み切れているのかという趣旨の御質問ですね。

○C (1)

あらかた掴み切れているかと言われると、この虐待相談対応件数が全国13万というのも、その年度に全国の児童相談所が対応した件数ということで、調査として、例えば、そういうことはいけませんよと指導して終わったと、そしたらまた同じことがあれば、それでまた件数に上がってくるような、そういう積み重ねの数字ですので、単発の指導だけをやっていたら件数はどんどん上がっていきます。ただ、ネグレクトのように継続的に指導をしていたら、継続分はこの件数には上がってこないので、岡山県の数字が全国の右肩上がりのグラフとは違うように思われたと思うんですけど、岡山県は粘り強く同意をもらうのと同じように在宅での継続支援を

いろんな機関と一緒に行っていますので、数字的なところだけで捉えきれないと思います。ただ、全部把握できているわけではなく、通告があって初めてこんなことがあったのかと知るケースもたくさんありますので、虐待についての暗数というか、見えていないところはたくさんあると思います。

◎委員長

裁判所に申し立てられる件数について、岡山県が少ないとというのは児童相談所の方が抑制的にされているからだというお話だったんですが、児童相談所が受けている相談件数で見ても、全国の数値よりかはちょっと少なめだと、これは言えるわけですね。だけれども、それは全国の数字というのは延べ件数だから、全国で1年間に13万件の相談があったといつても、虐待案件が13万件あったという意味ではなく、同じ1人の被虐待児童について、1年の間に何回も相談があるから、それは単純には言えないと、こういう趣旨のお話なんですね。

○C (1)

そうです。自治体によってやり方が少し違ったりするところもありますので、延べ件数というか、そうなっている部分もあるのではないかと思います。

○I (2)

いいですかね。私は根本的な問題で、今議論されているのは親権喪失とか親権停止、裁判所に係属する関係に限っていると思うんですね。児童虐待防止法の定義は、飽くまでも保護者がその監護する児童に対しての虐待なんですよ。私は、そうではなくて、虐待というのはもっと広いものだと思っています。保護者以外の件数はものすごく多いんです。だから、それで親権停止の申立ては、それだったら本当に少ないんだけれども、実際の虐待というのは児童虐待防止法にかかるないのもいっぱいあると思うんです。例えば、虐待を受けた少年が家庭裁判所に来ていると

思うんですよ。そこをやっぱり議論すべきだろうというふうに思っているんです。その議論なくしてここに絞るともう本当に限られてしまうんですよね。親からももちろんありますけれども、それは親権喪失、そこまでいかなくても刑事処罰になるんですけども、ほかのとこもありますよね。最近だと、学校の先生が虐待するとか、同級生が虐待するとか、いろいろな場合があるんですね。その辺も僕は裁判所が考えるべきだろうと、特に家裁調査官の人はそうだろうというふうに思っているんですけど。

#### ◎委員長

今の御指摘は、児童虐待防止法や児童福祉法、それから民法の手続に従って裁判所に出てくる児童虐待の事案っていうのは、全体から見れば一部に過ぎないと、こういう御指摘です。

これらの手続に乗ってこない虐待事案というのはたくさんあって、それが裁判所に現れる場合がある。これは裁判所で仕事をしていると確かに見かけるところがあろうかと思いますが、違う形で裁判所に児童虐待の実像が見えるケースというのは、どんな場合があるでしょうか。

#### ○G (4)

家事調停事件などを行っていますと；例えば離婚調停事件の中で、一方の親の方から他方が虐待をしているというような情報に接することがあります。また、離婚した後でも親権者変更の申立てが出たりですとか、そういうような事件に発展する場合もあります。また、先ほど虐待を受けた子供が非行に走っていくというような御指摘もあったかと思いますけれども、少年事件の中で保護者による虐待というのが疑われるというような事件もございます。そういう少年事件については、やはり保護者の審判立会いも必要ですので、ただ、実質的に保護者というような役割を果たしていないような場合については、付添人に付いていただいて、また付添人が

弁護士の方の場合もありますし、少年友の会という民間ボランティアの方に本当の親御さんのような関わり合いをしていただくということがございます。それで、先ほどありました、例えば、親権者変更の申立てがあったような場合には、必要に応じて家裁調査官が調査するというようなことがあります。

○A (1)

先ほど、I (2) 委員がおっしゃったのは、親とは違う、例えば、習い事の先生から虐待を受けるとか、塾の先生から虐待を受けるとか、同居人であるとかということですか。

○I (2)

保護者以外の人ですね。

○A (1)

大きな目で見なければいけないということで、そういう虐待が、家庭裁判所にどういう割合で入っているんですかという御質問だったと思うんですけど。

◎委員長

非行をした少年が、実は保護者以外の人から虐待を受けているケースもありますか。

○G (4)

親権者停止ですか、児童福祉法28条の申立て事件以外などで虐待が表れてくる家庭裁判所の事件類型ということで申し上げたのですが、確かにいろんな事件で調査を行っていく中で、学校の先生との関わりについて問題があるというような話を聞くことがあります。

△担当者

保護者以外の者からの虐待という点に関して言いますと、わずかに少年事件で、先輩からリンチを受けるだとか、雇主から搾取されるとか、そういうのは見聞きすることがありますが、数としては余り多くはないかなと思います。やっぱり親からの虐待が圧倒的に多いですね。

○A (1)

今、パワハラとか、モラハラとか、セクハラとかいろんな関係者の中で言われているような問題も、全部虐待に入るんだろうなと思います。

○I (2)

裁判所で扱われるのは、少年だと少年事件で、成人の場合は、通常の刑事事件として扱われるということですね。

○J (3)

少年事件の中で最近多いのが、例えば、肉体労働や日雇労働のような形で、雇用主から虐待のような形で搾取を受けている、あるいは暴力を受けているという相談が出てきているもの、あるいは先輩・後輩間での暴力、リンチというものもございます。ただ、家庭裁判所に係属しているものという意味では、さほど件数としては多くなくて、それよりもやはり刑事案件の中で学校の先生からの虐待事案、あるいは塾の先生、習い事の先生、そういうところからの虐待事案であったり、同居しているんだけれども血が繋がっていない家族からの虐待事案、そういうものはよく見受けられるかなという印象です。

◎委員長

実の親からの虐待事案もあるのでしょうか。

○J (3)

当然それもございます。今、監護者わいせつなどの罪が新しく作られたんですが、そういったものが私の個人的な意見として岡山県下では多いのかなという印象が強いです。

○D (1)

親による虐待の話に戻したいんですが、家裁調査官は、虐待を受けた被害児童の面接、調査をすることも多いですかね。

△担当者

調査をすることはあります。

○D (1)

その調査は年齢層を問わず多いんですか。

△担当者

多いということはないんですけども、なくはないです。

○D (1)

調査は、子供と虐待をしてしまった親の両方を調査するということになることが多いんですか。

△担当者

調査は必ずします。

○D (1)

I (2) 委員がおっしゃられた子供が被害者になる暴力事件というのは様々なところで生じていて、自分より幼い者に対して導くような立場で指導している人、例えば、店長もそうかもしれないし、部活の先生や担任もそうかもしれない。そして、親が代表的に導くものというか育てるものという立場で、ある種責任を持って育てようとしてもうまくいかないというような、すごくゆがんだ判断基準によってうまくいかない場合もあるわけですが、そういう共通点はあるものの、親による虐待は、ひとかたまりのすごく独特な虐待者の心理というものが働いていると思うんですね。ですから、それは本当にほかのものとは一緒にできないというか、そこが必要なんだろうとすごく思うんですね。それで、この間の大坂の事件のようなすごく残酷な事件であっても、育てようとしてない親は虐待をしないんですね。育てようとする親のところで必ず虐待というのは起きるわけで、こんなにへたくそな、こんなに不器用な判断で子供を育てようとしているのかっていうふうにあきれるような状況なわけですが、でも虐待者は一生懸命本気で導こうとしていたり、殴ってでもくくり付けてでもちょっとでも何かできるようにしようと思っていたというような、そういう誤ったというか、不器用なというか、無知なというか、そういう育てたい気持ちが根本的なところにあって、虐待事件ではそのところをしっかり見ていかないといけないんだろうなと思うんですね。被害児童の被害が余りにも激しいですし、先ほどもおっしゃっていたように、なかなか修正がきかなくて、子供のほうも本気で虐待をする親に適応しようと思って、その適応しようとすることが結局問題行動とか問題的な心理やゆがんだ心理を持つ、あるいは、犯罪的な心理や性的な行為に出やすい心理を持つというふうなことになるわけです。ですから、子供のほうも本当に必死で適応しようとした結果、問題児になるというメカニズムがあるんですけども、出発点は育てようとしているすごい強い思いが、あれほどまでの激しい子供に対する行為を生み出すそのメカニズムの理解が根本的に必要な視点

なんだろうなと思います。

○I (2)

ちょっと今のところで、今日聞いていて、裁判所が児童虐待に関与するのはどういう場合かというのが非常に狭いのかなと。要するに、親権喪失とか、親権停止とか、それから加害者が少年だった場合のほかに、具体的にどれだけあるのかなと思っています。

○G (4)

先ほど、家庭裁判所は虐待に関与するのは非常に少ないのでないかという御指摘を頂きまして、確かに親権停止や児童福祉法28条の申立て事件などの件数は少ないのでですが、調停事件の中で、一方の親が虐待しているというような話は聞きます。それで、聞いてみると、確かにしつけの範囲で殴っていますというふうにおっしゃる当事者の方もおられて、それについては、調停委員や家裁調査官から、殴るということは暴力なんだということを説明し、暴力がエスカレートしないような話をさせていただくことがあります。ですから、むしろ調停ですか、そういうふたところで親御さんに対して働きかけをしていくということは比較的よくみられる状況ではないかというふうに思います。

◎委員長

離婚調停などでは、虐待をしたかどうかが争われるということもあるだろうと思いますけれども、ある程度の虐待は認めるというケースもおっしゃったように結構あるわけですね。そういう事件だと、離婚に関して、虐待している親の方は余り自分が親権を取ると主張しないので、虐待していない親の方が親権を取ることで、割とすんなり解決したりすると。ただ、離婚は解決しても親子関係は続くわけですから、虐待をしたことのある親権を持たない親と子供の面会交流を今後どう

していくのかといったようなことは、調停の中で問題になったりするということですね。

#### ○G (4)

そうですね。虐待を受けたお子さんと虐待していた親御さんの面会交流のやり方やどの程度認めるかというところについて審理もしますし、家裁調査官にも調査をしてもらいます。

#### ◎委員長

その中で、自分が虐待したことについて今どう考えているのかっていうのを、親御さんにも考えてもらう働き掛けをされたり、それから、かつては虐待をしたことがあるかもしれないけれども、子供の親であることには変わりがないから、面会交流は認めなきやいけないんだということを、監護権を持つ親の方に納得してもらうといった働き掛けをされたりすることもあるわけですかね。

#### ○G (4)

そうですね。虐待を受けたお子さんと虐待していた親が直ちに直接面会交流をするというのはなかなか難しい面がありますが、そういった場合は、手紙のやり取りをしたりですとか、成長しているお子さんの写真を送ってもらうといった間接交流という方法をとって、親子間の縁が完全に途切れてしまわないような方策を考えたりする形で進めています。

#### ○I (2)

じゃあちょっと一言だけ。調停の場合に確かにあるんでね。その場合に虐待かどうかというのは非常に難しい問題で、調停委員が説得するよりかは裁判官に直接出てきていただいてやっていただくのが、一番効果があるかなと思います。

○G (4)

必要に応じてそれはやらせていただきます。ただ、裁判官がいない場で、こういう話があってこういう対応になりましたという話が出ることもあります。

○J (1)

素朴な疑問ですみませんが、虐待という言葉が今いっぱい出てきて、一番最初に児童虐待の定義をお話していただきました。それで、先ほど、それ以外の虐待のお話が出たんですけど、それ以外のものも虐待という言葉で表しているんですか。

○I (2)

私が言ったのは、虐待は大まかにこの4つと、あと経済的なところでもう1つぐらい入るんですが、一般的には、この法律は、保護者、すなわち親権を持つ者が行った虐待に限定されていますよと言ったんです。それには当たらない子供に対する虐待もいっぱいあると思う、そういう意味で言ったんです。

○J (1)

申立権者というところに、児童相談所じゃなくて民法によるものがあるんすけれども、これは、さっきから児童相談所の話がずっと出ているんすが、この民法による申立てというのも幾らかあるんでしょうか。

○F (2)

15年ぐらい前になりますけれども、離婚して、子供さんが一方の保護者のところに行っていて、その保護者の養育が不適切であるということで、もう一方の方が、その当時は親権喪失しかなかったので、その申立てをされて、裁判所も非常に困られて、私が、子供の親権職務代行執行者になって通ったことがあります。

だから、親権を持たない方の親が、本当に納得できないと言って申立てをするのは、今もあり得るかなと思っています。ただ、未成年後見人が申立権者というのはよく分かりません。

◎委員長

法律上可能というだけですかね。大体、父母がいるのに未成年後見人が付くということは、すでに虐待があつて未成年後見人が付いているということでしょうね。

○F (2)

まず、親権停止をして次の段階だと思うのですが、条文はそうなっていたんだと、今日改めて見て思いました。

◎委員長

はい。時間も来てしましましたので、この辺りで本日の意見交換を終了したいと思います。